

関島社会保険労務士事務所便り

2025 年
1・2月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



ハローワークの求人不受理対象が追加

◆ハローワークの求人不受理対象とは？

ハローワークの求人は、労働関係法令の規定に違反し、企業名公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができると、職業安定法の政令に規定されています。

例えば、労働基準法や最低賃金法の規定に、過去1年間に2回以上、同一の対象条項違反で是正指導を受けた場合は是正後6カ月経過まで不受理となります。

また、送検・公表された場合は、送検後概ね1年経過まで不受理です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の規定に違反し、是正を求める勧告等に従わずに公表された場合も是正後6カ月経過まで不受理となります。

◆改正育児・介護休業法の施行で追加

2024年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法は、一部が2025年4月1日と2025年10月1日の2回に分けて施行されます。

この改正法の施行にあわせて、以下の義務に違反した場合は、求人不受理となります。

本年4月1日から、労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に申し出たことを理由とした不利益取扱いが対象になります。

また、本年10月1日からは以下のことが対象になります。

- (1) 労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申出た場合、介護休業を与えないなどの不利益扱い
- (2) 3歳から小学校就学までの子を養育する労働者に対する始業時刻の変更等の柔軟な働き方を実現するための措置実施義務違反
- (3) 柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱い



健康保険証「資格確認書」について

にかわる 厚労省 HP より

現行の健康保険証は原則として昨年12月2日より1年間使用できますが、健康保険証にかわる「資格確認書」について厚生労働省は以下のように説明しています。

マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。

＜申請によらず交付する方＞

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方および登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（令和7年7月末までの暫定措置）

75歳以上の方なども申請不要

75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方（後期高齢者医療制度の被保険者）については、現行の

健康保険証が失効する方に対して資格確認書は無償で申請によらず交付します。

そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、申請は不要です（令和7年7月末までの間における暫定的な運用）。

＜申請により交付する方＞

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方＜更新時の申請は不要＞
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方
なお、病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。
また、現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

「マイナ保険証の利用ができない方」には 資格確認証を職権発行し送付する

厚生労働省は、マイナ保険証に関する「Q&A」において、「令和6年12月1日以前からの加入者で、マイナ保険証の利用ができない方については、被保険者証の経過措置期間中に職権発行し送付することとしています。（※令和7年10月頃の発w想を予定）」と記載しています。

会社都合退職があると助成金が受給できない？

注意したいのは4つの助成金

雇用関連の助成金は、「雇用の安定」や「雇用する労働者の処遇改善」を目的に事業主に支給されています。そのため、「会社都合退職」があると助成金が受給できない」と思っている人もいます。

しかし、すべての助成金が会社都合退職があると除外されているわけではありません。

注意したいのは以下4つの助成金です。

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の処遇改善、正社員化を目的とした制度です。この助成金はその案内に、「当該正社員化日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に当該正社員化を行った適用事業所において」解雇等事業主の都合により離職させた事業主でないことが受給要件の一つに挙げています。

◆特定求職者雇用開発助成金

この助成金は、60歳以上の高齢者や母子家庭の母親、障害者といった就職が困難だと考えられる人を、ハローワーク等を通じて採用し、従業員として継続雇用に至った事業者に支給されます。

高齢者や母子家庭の母の場合最大60万円、身体・知的障害者の場合は最大120万円、重度障害者や45歳以上の障害者、精神障害者の場合は、240万円支給されます。この助成金の支給要件には、「採用日前後6か月間に事業主都合による解雇をしていないこと」とあります。

◆人材開発支援助成金

人材開発支援助成金（旧：キャリア形成促進助成金）は、従業員のキャリアアップや人材育成を促進させるために実施されている制度です。特定訓練コースや一般訓練コースなど様々なコースが用意されており、従業員の専門的なスキルや知識を習得させる職業訓練などを実施した際の経費や賃金の一部が助成金として支給されます。

この助成金は、「訓練実施計画書の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に」解雇等事業主都合により離職させた事業主は除外されています。

◆中途採用等支援助成金

この助成金は、中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用の拡大を図った事業主を支援する制度です。

中途採用率を20ポイント以上上昇させた事業主に50万円、45歳以上の従業員の中途採用率を10ポイント以上拡大し、該当するすべての従業員の賃金を5%以上上昇させた事業主に100万円支給されます。

支給要件に「当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む）していないこと」と記載しており、助成金支給決定日までに解雇等した場合も支給されない助成金です。



●公益通報制度 企業に刑事罰方針

12月24日、消費者庁の有識者検討会が公益通報制度見直しに向けた報告書をまとめた。事業者が公益通報を理由に通報者に解雇や懲戒処分をした場合に刑事罰を科すこと、通報者が不利益取扱いについて民事裁判を起こした場合の立証責任を通報者から事業者側に転換すること、指針で禁止されている「通報者捜し」を新たに法律で禁止することなどが盛り込まれた。

●2025年度雇用保険料率 0.1%下げ

厚生労働省は12月23日、労働政策審議会雇用保険部会で2025年度の雇用保険料率を4年度から0.1%引き下げる案を示し、了承された。失業等給付の料率を下げ、全体で1.45%にする。雇用保険料率が下がるのは17年度以来、8年ぶり。

●子どもの介護も介護休業の対象

厚生労働省は、企業が介護休業を認定する際に使用する「判断基準」について、子どもの介護も対象と明記する方針を固めた。現在も基準を満たせば取得可能だが、現行の基準に子どもに関する記載はなく、「医療的ケア児」や障害児を育てる労働者から、申請しづらいとの声が相次いでいた。来年度からの運用を目指す。(12/18)

●下請法「適用逃れ」防止へ新基準

下請法改正に向けた政府の骨子案が明らかになった。(1)「下請法逃れ」対策として従業員数の基準を追加、(2)下請企業と協議せずに価格取引を一方的に決めることを禁止する規

定の新設、(3)荷主と運送事業者の取引に同法を適用できるようにすること、(4)法律名称の変更、などが検討されている。通常国会への法案提出を目指す。(12/12)

●加給年金制度などの見直し案

厚生労働省は12月3日、社会保障審議会年金部会に、加給年金制度の見直し案を示した。第3子以降で加算額が減る扱いを見直して第2子までと第3子以降とで一律とし、加算額も引き上げる。また、加算を受けるために必要な加入期間を現行の20年以上から10年以上へと短縮し、これまで対象となっていなかった老齢基礎年金のみの受給者も対象とする方針。一方、配偶者に対する加算は、将来的な受給者について支給額を縮小するとしている。

●「自爆営業」はパワハラ 指針改正へ

厚生労働省は、ノルマ達成のために自腹で商品を買取る「自爆営業」について、パワハラの3要件を満たす場合にはパワハラに該当することを、新たにパワハラ防止指針に明記する考えを示した。指針に盛り込むことで、企業に対策を求める。11月26日の労働政策審議会分科会にて方針を示し、早期の改正を目指す。

